

介護扶助通信 第6号

令和2年9月28日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療担当班
TEL097(537)5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
第6回目となる今号では、事業所のみなさんに今一度ご確認をお願いしたいことについてお伝えします。

今後の業務の参考にしていただければと思います。

国保連合会への請求実績と介護券の突合調査を行っています

福祉事務所では、国保連合会（以下国保連）で審査支払が完了した介護給付費の実績と各事業者へ送付している介護券の内容に相違がないかの確認（突合調査）を行っています。

確認の結果、請求誤りが認められた場合には、過誤申立を行い、正しい内容で再請求を行っていただくこととなり、事業者・福祉事務所の双方の事務負担にも繋がってしまいます。

請求誤りで比較的多く見られる事例について、ご説明しますので、今一度、ご請求の前にはご確認をお願いします。

【請求誤り主な例】

- ・福祉事務所から該当の介護券が届いていないにも関わらず請求を行っているケース
- ・誤った公費受給者番号を介護報酬明細書に記載し、請求しているケース
- ・介護券に記載している本人支払額を介護報酬明細書に正しく転記していないケース
- ・他市の生活保護受給者の介護報酬明細書に大分市の公費負担者番号が誤って記載されているケース

福祉事務所から該当の介護券が届いていないにも関わらず請求を行っているケース

介護券は、ケアマネジャーから福祉事務所へ提出していただいたサービス利用票・別表を確認のうえ、月ごとに各サービス事業者へ発行しています。

介護券には、福祉事務所が介護扶助を行うことを決定した証明といった意味合いがあり、各サービス事業者は介護券を受領することではじめて介護報酬の請求を行うことができます。介護券がお手元へ届かない場合、請求はできませんのでご注意ください。



生活保護を受けていると聞いている利用者さんの介護券が届かないことがあるんですが・・・

介護券が届かない場合、①サービス利用票・別表の提出がない場合、②担当ケースワーカーによる処理が遅延している場合、③生活保護の受給停止や廃止になっている場合など、いくつかのケースが考えられます。

いずれの場合においても、国保連へ介護報酬明細書を提出するまでの間に、介護券が届かない場合には、お手数ですが担当のケースワーカーにご連絡ください。



うちの法人は、通所介護と訪問介護があるので、どちらか一つの介護券が届いていれば、どちらも請求してよいでしょうか？



介護券、月ごと・サービス種別ごとに発行することになっていますので、他のサービス種別の介護券が届いている場合でも、請求はできませんので、ご注意ください。

誤った公費受給者番号を介護報酬明細書に記載し請求しているケース

介護券の公費受給者番号は、平成29年10月より、原則受給者ごとに固定化しています。ただし、世帯分離した場合や、一度、保護廃止になった者が、再度、生活保護の受給開始となった場合など、同一人物であっても、公費受給者番号が変更となる場合があります。

請求の際には、毎月、介護券に記載している公費受給者番号と国保連に提出する介護報酬明細書の公費受給者番号が一致していることを確認してください。

請求された報酬の内容に誤りがない場合でも、返戻の対象となりますので、ご注意ください。

介護券に記載している本人支払額を介護報酬明細書に正しく転記していないケース

介護券の本人支払額の欄に金額の記載がある場合は、対象となる受給者の方へ本人支払額を直接請求していただくとともに、介護報酬明細書の公費分本人負担の欄へ本人支払額を記載していただく必要があります。

本人支払額の処理が正しくなされていない場合には、福祉事務所より過誤申立をさせていただき、正しい請求内容で再請求いただくこととなりますので、ご注意ください。



サービス利用予定の方が月の途中で入院したり、体調不良等でサービス利用をしなかったりした場合には、本人支払額が利用者負担額を上回ることがあります。その場合、介護券に記載のある本人支払額が全額徴収できないのですが、どうしたらよいでしょうか？
例えば、利用者負担額（1割）が2,300円しかないのに、介護券の本人支払額が、3,000円と記載されている場合があって、どうしたらいいかわからないのですが・・・

質問された例のように、利用者負担額（1割）が本人支払額に満たない場合は、請求を行う前に、一度担当のケースワーカーにご相談ください。本人支払額の取扱いについて、担当のケースワーカーより個別に回答します。



※本人支払額の詳しい説明については、大分市公式ホームページに掲載しています。
「介護扶助通信第2号」をご覧ください。

大分市 介護扶助通信 で検索していただくことで、過去の介護扶助通信を閲覧することができます。

他市の生活保護受給者の介護報酬明細書に大分市の公費負担者番号が記載されているケース

介護保険の住所地特例により、介護保険の保険者が大分市であっても、生活保護の実施機関は、他市町村である場合があります。

介護券には、公費受給者番号だけでなく、公費負担者番号も記載していますので、必ず確認をして、介護報酬明細書を作成してください。

突合調査にてエラーになつたら

国保連への請求実績と介護券との突合調査にて、前述の内容等でエラーになつた場合、事業者あてに通知を送付します。返戻処理が必要な場合には福祉事務所が長寿福祉課に依頼し返戻処理を行います。返戻処理が完了した後、国保連より「介護給付費過誤決定通知書」が届きますので、請求内容を正しく修正の上、再請求ください。



おしらせとお願い

◆生活保護法介護券送付票兼受領票についてのお願い

生活保護法介護券送付票兼受領票は介護券を事業者が受け取ったことを確認するための書面です。そのため、確認後は押印のうえ、早めに福祉事務所に返送をお願いします。

サービス利用がない受給者の氏名が記載されている場合には、備考欄に「非該当」と記載し、最終利用日の記載を併せてお願いします。

◆各事務所の所管区域についてのおしらせ

令和2年4月より、生活福祉課各事務所の所管区域が変更となりました。ケースワーカーと連絡調整を行う際の参考としてください。

事務所	所管区域
生活福祉課（本庁） 市庁舎第2庁舎 電話 097(537)5621(代)	上野ヶ丘中学校区、碩田学園校区、王子中学校区、大分西中学校区、南大分中学校区、城南中学校区、城東中学校区（東大分小学校区を除く。）、滝尾中学校区、明野中学校区（明野北小学校区を除く。）
生活福祉東部事務所 鶴崎市民行政センター内 電話 097(527)2106 097(527)2104 097(547)8079	城東中学校区のうち東大分小学校区、明野中学校区のうち明野北小学校区、原川中学校区、鶴崎中学校区、大東中学校区、東陽中学校区、大在中学校区、坂ノ市中学校区、神崎中学校区、佐賀関中学校区
生活福祉西部事務所 植田市民行政センター内 電話 097(541)1259 097(541)1254	賀来中学校区、植田中学校区、植田西中学校区、植田南中学校区、植田東中学校区、竹中中学校区、判田中学校区、戸次中学校区、吉野中学校区、野津原中学校区

※有料老人ホーム等の入居者については、一部上記とは異なる場合がございます。

◆生活保護法指定介護機関個別指導について

今年度につきましても、指定介護機関の個別指導を実施予定です。
対象となる事業者につきましては、別途通知をいたしますので、ご協力お願いします。